

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

(河川管理者)

東京都第五建設事務所長

東京都では、東京の河川において人々が集い、賑わい豊かな水辺空間を創出するため、多様な施策を展開しています。

平成 23 年 4 月、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の改正により、河川敷地を利用する際の許可基準が緩和され、河川管理者が指定した都市・地域再生等利用区域（以下「区域」という。）に限り、民間事業者も都市及び地域の再生等を目的とする施設を占有することができるようになりました。

これを踏まえ、隅田川において墨田区から区域の指定に係る要望書が提出され、準則に定める要件に該当すると認められるため、準則第 22 に基づき、下記のとおり区域を指定します。

記

1 都市・地域再生等利用区域

(1)指定範囲

一級河川荒川水系隅田川の河川区域内のうち
東京都墨田区横網一丁目地内（別図に示す区域）

(2)指定年月日

令和 2 年 4 月 2 4 日

2 都市・地域再生等占用方針

(1)都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設

①準則第 2 2 第 3 項第 7 号に掲げる「日よけ」

②準則第 2 2 第 3 項第 1 0 号に掲げる「川床」

(2)許可方針

上記(1)に係る占有にあたっては、下記の条件を付して許可するものとする。

ア 土地の占有及び建築物又は工作物（以下「占有施設」という。）の新築及び変更については、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）、工作物設置許可基準（平成 6 年建設省河治発第 72 号）及びその他関係法令の規定を遵守すること。

イ 占有許可の期間は、10 年以内とする。

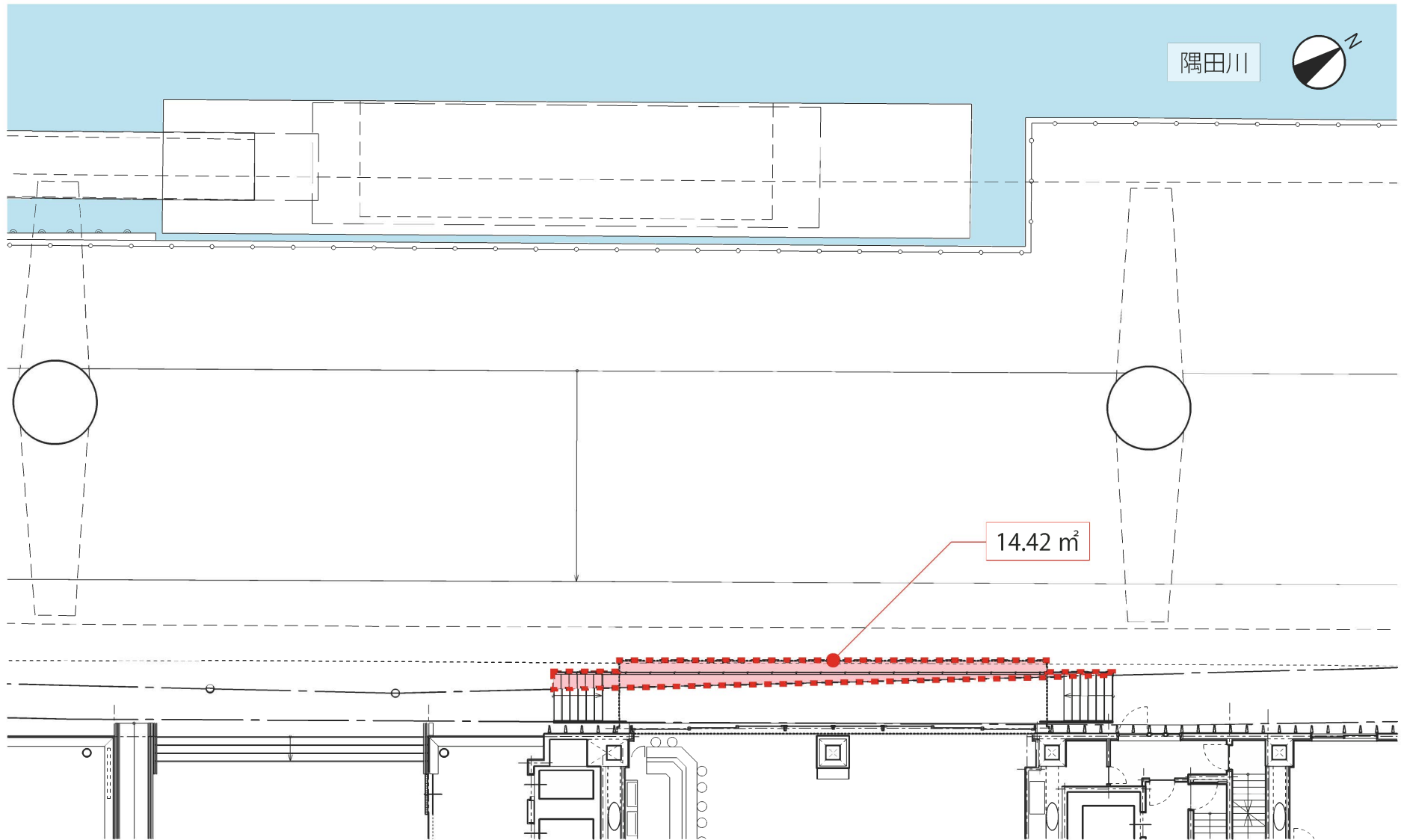
ウ 定期的に川床の運営状況を河川管理者に報告すること。


- エ 本件許可の更新又は変更を申請する場合は、改めて地域の合意形成を図ること。
- オ 占用に伴う危険を防止し、占用施設の安全、管理用通路の安全、施設利用者の安全管理を確保するための必要な措置を講じること（休業日を含む）。
- カ 洪水、高潮等の緊急時における情報伝達体制（夜間・休日を含む）を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講じるとともに、占用施設の点検等行うこと。
- キ 占用施設の維持管理を十分に実施すること。
- ク 特に緊急性を要する場合、河川管理者による利用や撤去を認めること。また、この場合、河川管理者による補償行為は行わない。
- ケ 利用者により排出されたゴミ等を定期的に撤去する等、衛生的な環境を維持すること。
- コ 近隣による苦情等の場合は、責任と誠意を持って速やかに対処すること。
- サ 川床における営業時間は、基本的に店舗の営業時間に準じることとするが、特に夜間の営業においては、近隣に配慮し、必要に応じて見直しを行うこと。
- シ 地域貢献策を実施すること。
- ス 川床上に照明施設を設置する場合、照度・光線角度等は、近隣住宅に配慮すること。
- セ 占用施設や自家用広告物について、隅田川の景観に配慮したデザインや仕様とすること。
- ソ 占用施設の廃止、占用許可期間の満了その他の事由によって設置した工作物の用途を廃止したときは、速やかに廃止届を提出し、原状に回復するものとする。
- タ 本件許可に係る行為の実施に際して他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は、必要となる手続きをとるものとする。
- チ 次に該当するときは、本件許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し若しくは新たに条件を付し、又は工作物の設置方法の変更若しくは除去、工作物の設置により生じた若しくは生じるべき損害を除去し若しくは予防するために、必要な措置をとることを命じることがある。
 - ①河川法その他の関係法令に違反したとき。
 - ②本件許可に付した条件に違反したとき。
 - ③本件許可に係る行為若しくは設置した工作物が、河川管理上支障となるとき。
 - ④その他河川管理者が公益上やむを得ない必要があると認めたとき。
- ツ 本件許可に伴い生じる占用料は、東京都知事の定めるところにより納付するものとする。
- テ 以上の許可条件のほか、河川管理上必要な条件を付すことがある。

3 都市・地域再生等利用区域の占用主体

準則第22第4項第2号に掲げる者とする。

都市・地域再生等利用区域の指定



凡例  都市・地域再生等利用区域 縮尺 1/200 (A4)